[事案 30-144] 保険料払込免除請求

· 平成 31 年 1 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

がんに罹患したことを理由に、保険料の払込みの免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大腸がんと診断確定されたため、平成29年3月に契約した終身保険について、保険料の払 込みを免除してほしい。

<保険会社の主張>

保険料の払込みを免除するには、悪性新生物に罹患したと診断確定されること等を要するが、申立人のがんは、非浸潤性または上皮内がんに該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情 聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人のがんは上皮内がんに該当すると認められ、その他保険会社に指摘 すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手 続を終了した。